

沖繩市財務会計システム再構築業務委託
公募要綱

令和5年8月

沖繩市役所 企画部 財政課

沖縄市財務会計システム再構築業務委託 公募要綱

1 趣旨

沖縄市においては、現行の財務会計システムの契約期間満了に伴い、新たな財務会計システムを構築するために行う「沖縄市財務会計システム再構築業務」の委託に関し、事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施する。

2 現状と再構築業務の目的

(1) 沖縄市の現状

現行の財務会計システムの契約期間満了に伴い、システムの更新が必要な現状にある。また、自治体 DX において、デジタル技術やデータを活用し、自治体の業務の改善を進め、事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な電子自治体の実現が求められていることを踏まえ、新たなシステムを構築する必要がある。

(2) 沖縄市財務会計システム再構築業務の目的

(1) の現状を踏まえ、これからの厳しい財政状況のなかにおいて、多種多様な行政ニーズに応えるために、住民や議会への説明責任を果たすことと、さらなる財政運営の効率化と適正化を図ることを目的に、現行システムの機能を基本として、経済性・操作性・信頼性・安定性・セキュリティ性をさらに向上させた機能を有し、かつ、電子決裁や電子審査等に対応した、次世代の財務会計システムを再構築する。

3 業務概要

(1) 業務の仕様・範囲

別紙「沖縄市財務会計システム再構築業務仕様書」のとおり

(2) 履行期間（予定）

①再構築業務委託	令和 5年10月1日から令和 6年 3月31日
②システム使用料	令和 6年 4月1日から令和11年 3月31日
③システム保守委託	令和 6年 4月1日から令和11年 3月31日

(3) 契約金額（契約額は下記の範囲内となる。）

①再構築業務委託	45,613千円【税込】
②システム使用料（通信費等含む）	34,232千円【税込】（60か月間）
③システム保守委託	22,120千円【税込】（60か月間）

※ 本公募は令和5年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として手続きを行うものであり、予算が成立しない場合、契約を締結しないことがあります。

(4) 支払方法

支払方法に関しては、上記「②システム使用料」と「③システム保守委託」は毎月払いを原則とする。詳細については、本市と選定された優先交渉事業者で協議し決定する。

4 事務局及びスケジュール

(1) 事務局

沖縄市役所 企画部 財政課（庁舎3階）

担当：富川

住所：〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

電話：098-939-1212（内線2338）

E-mail：zaiseia22@city.okinawa.lg.jp

※事務局は、本プロポーザルの参加における各書類の提出先になります。

(2) スケジュール（予定）

内容	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和 5年 8月 4日（金）	
参加申込書の提出期限	令和 5年 8月10日（木）	
質問書の提出期限	令和 5年 8月15日（火）	
質問書の回答	令和 5年 8月18日（金）	
企画提案書等の提出期限	令和 5年 8月24日（木）	
デモンストレーションの実施	令和 5年 8月28日（月）～ 令和 5年 8月29日（火）	
一次審査の結果通知	令和 5年 9月 4日（月）	
二次審査（プレゼンテーション）	令和 5年 9月 8日（金）	
最終審査結果通知	令和 5年 9月中旬	
業務委託に係る協議	令和 5年 9月	
業務委託契約	令和 5年10月	

5 参加申込

参加申し込みをする者は、「様式1 参加申込書」及び「様式2 会社概要書」に必要書類を添えて、下記の通り事務局まで提出すること。（※必要書類の詳細については、様式1に記載）

(1) 提出期限

令和 5年 8月10日（木） 午後5時まで

(2) 提出方法

郵送または持参とし、郵送の場合は必着とする。

(3) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ②破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤契約締結までの間に、市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥租税を完納していること。
- ⑦沖縄県内にシステムサポートができるサービス拠点を有すること。
- ⑧本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- ⑨プライバシーマークまたはISMS認証など電子自治体構築に関連する認証を取得していること。
- ⑩自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のア～キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 参加者が共同企業体の場合の留意事項

共同企業体による応募も可能とするが、その場合は、次の各号に留意すること。

- ①共同提案者は、それぞれ会社概要書を提出すること。
- ②共同提案者は、代表者を定め、代表者は本市と共同企業体の正確な意思伝達役を務めること。
- ③共同提案者に属する者は、当該業務について複数の共同提案者に所属することはできない。また、共同提案者に属しながら自らが単独で応募することはできないものとする。

6 質疑応答

プロポーザルの提出書類に関することで質問がある場合は、「様式3 質問書」を下記のとおり事務局まで提出すること。

(1) 提出期限

令和 5年 8月15日(火) 正午まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出し、提出後に送信確認として電話連絡すること。なお、メールの件名は次のとおりとする。

件名：【会社名】財務会計システム再構築業務（質問書）

(3) 質問書への回答

①参加申し込みをした者の内、回答期日までに参加を辞退していない者すべてに対し、電子メールにて回答する。ただし、質問内容が、質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

②質問書に対する回答は、公募要綱等の追加又は修正があったものとみなす。

(4) 回答期日

令和 5年 8月18日（金）に一括で回答する

(5) 留意事項

提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

7 企画提案書等の提出

参加申し込みをした者は、別添「沖縄市財務会計システム再構築業務 企画提案書等作成要領」を参照の上、企画提案書等を下記の通り事務局まで提出すること。

(1) 提出期限

令和 5年 8月24日（木） 正午まで

(2) 提出方法

郵送または持参とし、郵送の場合は必着とする。電子データについては事務局のメールアドレスへ送信

(3) 提出先

沖縄市役所 企画部 財政課（庁舎3階）

(4) 提出書類及び提出部数(電子データについても事務局宛へメールにて送信すること)

No.	様式	提出書類	提出部数
1	任意	企画提案書	原本1部+副本16部
2	様式4	見積書（本市様式）	原本1部+副本16部
3	任意	見積書（任意様式）	原本1部+副本16部
4	本市様式	システム機能要件一覧表	原本1部+副本16部
5	任意	システム機能一覧	原本1部+副本16部
6	任意	帳票出力機能一覧	原本1部+副本16部
7	任意	出力帳票サンプル集	原本1部+副本 1部
8	任意	データ出力機能一覧	原本1部+副本16部

(5) 留意事項

①提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。

②提出された企画提案書等について、提出期限後の修正・加筆等は一切認めない。

8 委託事業者選定

受託事業者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、一次審査及び二次審査を通じ、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

(1) 一次審査の実施

企画提案書等を提出期限までに提出した者について、次のとおりデモンストレーションを実施する。その後、一次審査を行い、その結果により二次審査（プレゼンテーション）に参加する上位3社を選定し、令和5年9月4日（月）に電子メールで選定結果を連絡する。

①日時

令和5年8月28日（月）～29日（火）

※デモンストレーションの順番は、原則、「7企画提案書等の提出」による提出書類の受付順の逆順とする。（例：一番最初の提出受付→順番は一番最後）

※詳細な日時及び場所は、後日、連絡する。

※関係者以外のデモンストレーション会場への入場を禁止する。

②実施時間

デモンストレーションは、1社あたり3時間以内（質疑応答時間含む）の時間配分を目安とする。

デモンストレーションは、別添「沖縄市財務会計システム再構築業務 評価基準書」（2）システム機能の評価項目に記載されている評価項目ごとに行うこと。

③実施内容

デモンストレーション内容については、別紙「沖縄市財務会計業務資料」にある業務フローを基本とし、特に「5. システム機能要件一覧表」において優先順位がA(必須機能)となっている内容について行うこと。また、本市の業務改善に繋がる機能等があれば提案を行うこと。

④注意事項

- デモンストレーションについては、提出された企画提案書等の内容に変更がなくてはならない。
- 本業務受託決定後の作業責任者は、必ずデモンストレーションに同席すること。
- デモンストレーションに必要な機材等は、プロポーザルに参加する者が用意すること。
- 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- 適宜、休憩時間を取り入れること。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）の実施

一次審査によって上位3社に選定された者について、次のとおり二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

①日時

令和5年9月8日（金）

※プレゼンテーションの順番は、原則、「7企画提案書等の提出」による提出書類の受付順の逆順とする。（例：一番最初の提出受付→順番は一番最後）

※詳細な日時及び場所は、後日、一次審査結果と併せて連絡する。

※関係者以外のプレゼンテーション会場への入場を禁止する。

②実施時間

プレゼンテーションは、1社あたり1時間以内（質疑応答時間含む）の時間配分を目安とする。

③実施内容

プレゼンテーション内容については、別紙「沖縄市財務会計業務資料」にある業務フローを基本とした内容とすること。また、本市の業務改善に繋がる機能等があれば提案を行うこと。

④注意事項

- ・プレゼンテーションについては、提出された企画提案書等の内容に変更がなくてはならない。
- ・本業務受託決定後の作業責任者は、必ずプレゼンテーションに同席すること。
- ・プレゼンテーションに必要な機材等は、プロポーザルに参加する者が用意すること。
- ・機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- ・適宜、休憩時間を取り入れること。

(3) 評価について

各審査については、別添「沖縄市財務会計システム再構築業務 評価基準書」に基づき評価を行い、プレゼンテーション審査の最終評価によって優先交渉事業者方としての順位付けを行う。

9 優先交渉事業者の選定結果について

優先交渉事業者の選定結果については、令和 5年 9月中旬頃、プレゼンテーションに参加したのに対し電子メールにて通知する。なお、選定の有無・審査による獲得点数及び順位のみを通知し、その他の審査内容については公表しない。また、審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。

10 業務委託契約について

最終的に選考された優先交渉事業者においては、全ての提案内容とシステム機能の確認及び調整を行った上で本市の承認を得ることとし、その後、令和 5年10月までに契約を結ぶ。

○契約における留意事項

- ・契約額は、優先交渉事業者から提出された提案見積書の額を超えないこととする。
- ・優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託事業を実施すること。
- ・提案内容とシステム機能の確認の中で、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点の提案事業者と機能の再確認を行うこととする。

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに「様式5 参加辞退届」を提出すること。
- (3) 提出済みの内容を変更する場合は事前に市に届け出るものとする。その場合には従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、見積書の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- (4) 提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市と事業者による協議の上で、全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 説明会、提出物の作成・提出、選考会の参加等一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (6) 本市から提示した本業務に関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (7) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ①実施要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
 - ②参加者の記名及び押印を欠く場合
 - ③全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
 - ④2通以上の提案を行った場合
 - ⑤選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、沖縄市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合